

「財務省理財局の情報システムに係る補正及び維持管理（次期システム） 調達仕様書（案）」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見	理由		
1	調達仕様書別紙1 要件定義書	2-7	2.2.1.1 (3)	※ 財投運用管理システムについては当面の間、運用を一時停止することとしたため当該システムは運用支援の対象外とする。（アプリケーション保守は対象）	財投運用管理について、「（アプリケーション保守は対象）」という記載がありますが、「運用保守作業項目一覧」にも「3.1 アプリケーション保守」という文言があります。 「3.1 アプリケーション保守」は、利用中システムに対する障害修正・暫定復旧に関するサービスメニューであり、運用支援対象外の財投運用管理システムに対する対応は異なると認識していますが、相違ないでしょうか。	要件明確化のため。	有	財投運用管理システムについて、何らかの影響が生じた場合に、財務省と協議の上対応していただくという認識です。利用中システムに対するアプリケーション保守とは異なりますので以下のとおり修正いたします。 ※ 財投運用管理システムについては当面の間、運用を一時停止することとしたため当該システムは運用支援の対象外とする。（利用停止中の当該システムに影響が生じる場合は、財務省と協議の上、対応する。）
2	調達仕様書別紙2 運用保守作業体系	2/7	2-1-11(2)	(財政融資システム) ・リリース作業、システム保守作業の計画説明、報告を行う ・外部組織との会議へ参加する	運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象と認識しています。システム改修事業者のみの作業に関連する外部組織（システム改修事業者含む）との会議への参加は、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	要件（「外部組織」が意味する範囲）の明確化のため。	-	運用・保守作業に関わる外部組織との会議への参加は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象となります。 なお、関連する個別システムの改修事業者の作業に関連する外部組織（システム改修事業者含む）との会議への参加は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書（案）「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。
3	調達仕様書別紙2 運用保守作業体系	2/7	2-1-11(3)	(財政融資システム) 各種ソフトウェア利用状況調査、外部組織からの調査依頼に対応する	運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼が対象と認識しています。システム改修事業者の作業に関連した外部組織（システム改修事業者含む）からの調査依頼は、システムの運用・保守作業に関わるものではないため、本調達の範囲外と認識していますが、相違ないでしょうか。	要件（「外部組織」が意味する範囲）の明確化のため。	-	運用・保守作業に関わる外部組織からの調査依頼は、システム運用・保守作業の内容に関わるものが対象となります。 なお、関連する個別システムの改修事業者の作業に関連した外部組織（システム改修事業者含む）からの調査依頼は、財務省と協議の上、必要に応じて、要件定義書（案）「4.16.1.3 アプリケーション改善・仕様変更」にかかる工数を使用して作業を実施する場合があります。